

## 認証区分C(現場発泡ウレタン施工事業者) 製品認証審査要綱

平成28年3月23日制定

本審査要綱は、現場発泡ウレタン施工事業者を認証するにあたり、事前審査された原液を使用し第三者により認証された施工者の管理の下で、吹付硬質ウレタンフォーム原液使用標準に従った施工が確保されていることを審査する際の要項を定める。

### 1. 認証の範囲

認証の範囲は、製品基材の当該JIS種類毎とし、JISの規定にかかわらず製造委託事業者で製造されたJIS規格該当製品に対し熱的性能に影響を及ぼさない加工等を行った製品も範囲に含む。

申請者は、当該JISに規定する種類について申請する範囲を定め申請するものとする。

表1. 認証の範囲

JIS 規格	基材の種類	認証の範囲
JIS A 9526:2015	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム	A種1、2、3、1H、2H

### 2. 書類審査

申請者は以下の書類を提出し書類審査を受ける。書類審査は申請時における形式審査を経て、審査委員会による本審査が行われる。本審査で書類審査事項に問題がないことが確認できたら、申請者には協会事務局から「様式5. 仮登録終了書」を送付し、次段階の指定試験機関による「事業所における品質管理体制の確認」(以下「事業所審査」)および製品性能試験に進める旨連絡する。

表2. 申請書類および書類審査内容

申請書	添付資料	書類審査内容	
様式1. 申請書(全認証区分共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社案内等</li> <li>会社法人登記・登記事項証明書</li> <li>熱絶縁工事業登録証(写)、熱絶縁技能士登録証(写)、JIS品質管理責任者セミナーあるいは(一社)日本ウレタン断熱協会(以下「ウレ断協」)主催品質管理責任者講習修了証(写)</li> </ul>	①会社の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事</li> <li>熱絶縁工事業登録、熱絶縁技能士登録が維持されており、品質管理責任者講習を終了していること。</li> </ul>
		②申請事業区分の確認	登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事
	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請対象の原液商品名、品名、グレード名のリスト</li> </ul>	③製品を販売していることの確認	・リスト記載製品が全て原液事前審査に合格している事

	・リスト中の全ての製品の原液使用標準受領書(控)		・リスト記載製品全ての原液使用標準受領書(控)がある事
		④製品区分	申請対象製品の商流(発注元、販売先等)が分かる事
		⑤認証区分、品目と製品名	実施規定3.(1)に即した記載と内容である事
	・当該認証区分申請の理由説明書	⑥区分C(現場発泡ウレタン施工事業者)とした理由	客観的事実に基づき説明されている事
	・ホルムアルデヒド放散等級 F4☆およびノンフロンであることの説明資料	⑦健康安全性及び環境への配慮	使用する原液を優良断熱材認証品に限定しているので不要
	・表示値の説明資料 ・使用原液の優良断熱材認証書(写) ・各現場の厚さデータ(東西南北各面 n=1以上)が全て設計厚み+5mm以上の管理値をクリアしている記録 ・異なる現場サンプルで測定された「製品性能値」(3年以内のデータで、指定試験機関によるもの1通以上と自社および利害関係者あるいは EI 原液事前審査認証済み原液メーカーによるもの4通以上)その際、使用原液メーカー各社1通は含むこと ・自社あるいは利害関係者の測定装置の校正記録	⑧申請対象製品に表示する性能表示マークの内容	・厚さデータが全て製品表示性能値(設計厚み+5mm)を満たしている事 ・「製品性能値」(熱伝導率)が全て製品性能表示値(原液 JIS 規格値)を満たしている事 ・試験装置校正記録が3年以内である事
様式3-7. 申請書	・ウレ断協「品質管理基準」に準拠した管理体制および管理項目の説明資料	⑨品質管理体制の確認	・必要な項目が記載されている事 ・現場で作製された試験体(以下「現場サンプル」)の熱伝導率測定を定期的実施することが規定されている事
	指定試験機関による事業所審査報告書	⑩品質管理の確認	・現場毎に施工記録が保存されており記載漏れがない事 ・定期的に現場サンプルの検査が実施されており、記録が保存されている事

	指定試験機関による製品性能試験成績書	⑩性能値の確認	試験結果が製品性能表示値を満たしていること
--	--------------------	---------	-----------------------

### (1) 外注管理

#### ① 試験の外注

現場サンプルを用いた定期性能検査を外部に依頼する場合は、外注手続、試験項目、試験規格、試験結果の処置などについて社内規格で具体的に規定し、かつ、これに基づいて適切に実施しているか。

なお、外注先は、“公平であり妥当な試験のデータ及び結果を出す十分な能力をもつ第三者試験機関”の他利害関係者あるいは EI 原液事前審査認証済み原液製造メーカーの試験によっても良い。

### (2) 苦情処理

次の事項について、社内規格で具体的に規定し、かつ、適切に実施しているとともに、改善が図られているか。

- ① 苦情処理に関する系統及びその系統を構成する各部門の職務分担
- ② 苦情処理の方法
- ③ 苦情原因の解析及び再発防止のための措置方法
- ④ 記録票の様式及びその保管方法

備考 JIS Q 10002(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針を参考。

### (3) 社内標準化及び品質管理の組織的な運営管理

次の事項について、JIS Q 9001を活用して組織的な運営が行われているか。

- ① 社内標準化及び品質管理の推進が経営指針(品質方針)として確立しており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されているか。
- ② 社内標準化及び品質管理を適正におこなうため、各組織の責任及び権限が明確に定められているか。
- ③ 品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられているか。
- ④ 社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられているか。また、社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されているか。
- ⑤ 社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われているか。
- ⑥ 工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っているか。
- ⑦ 認証に係る鋳工業品の製造部門又は加工部門とは独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、JIS Q1001:2009「適合性評価 日本工業規格への適合性の認証 一般認証指 付属書 B B.1-5 ロ(1)に定める職務を行わせているか。

## 3. 事業所審査と製品性能試験

### (1) 審査・試験依頼方法

「様式5. 仮登録終了書」が届き次第、申請者は速やかに指定試験機関に事業所審査と製品性能試験を依頼する。依頼にあたっては「様式18. 製品性能試験依頼書(建材試験センター用)」あるいは「様式19. 製品性能試験依頼書(日本建築総合試験所)」を使用する。その際、申請者は「様式2. 製品性能試験実施依頼連絡書」で依頼内容を事務局に連絡する。

試験依頼書の試験目的には「(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材区分C認証のため」と記載し、さらには備考欄に「事業所審査結果および製品性能試験成績書各1通を(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材認証制度事務局へ送付願います」と記載する。その際、協会より送付された上記「仮登録終了書」の控えを添付する。

上記試験が終了した後、指定試験機関は申請者にその結果を報告するとともに正式報告書各1通を協会事務局に提出する。

## (2) 事業所審査

指定試験機関は施工記録および現場サンプルの検査記録が保管されているかを確認する。その上で、事業所における直近6ヶ月間の施工実績を調査し、その間における品質特性が安定していることを確認する。

尚、申請者側の連絡担当者は品質管理責任者とする。

## (3) 製品性能試験

指定試験機関は申請製品が製品表示性能値を満たしていることを製品性能試験により確認する。申請者側の連絡担当者は品質管理責任者とする。

製品性能試験においては、指定試験機関に送付する1週間以上前に現場で作製したサンプル1体の性能を確認する。その際、サンプル作製条件とサンプル作製時の写真を指定試験機関への申請書に添付する。

表3. 試験項目(試験体数)

外観(n=1)
厚さ(n=1)
密度(n=3)
熱伝導率(n=1)

## 4. 判定

審査委員会は、

(1) 書類審査により熱絶縁工事業、熱絶縁技能士および品質管理責任者講習修了の登録および更新が確認でき、かつ現場サンプルがいずれも製品表示性能値を満たしていることが確認でき、さらには品質管理体制に問題のないことが確認できた場合。

かつ

(2) 指定試験機関から報告のあった事業所審査結果報告書により施工記録および現場サンプルの検査記録の保存が問題なく行われている事が確認できた場合。

(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材 区分C(現場発泡ウレタン施工事業者)製品として合格と判定し認証する。

事務局は速やかに申請者に対しその旨を通知するとともに、「様式7. 認証書(製造事業者以外)」を申請者に対して発行する。

問題があると判定した場合は、申請者に対して「様式8. 不合格通知書」でその理由を報告し、改善対策について打診する。